

2003年3月28日

**緊急申し入れ
太陽光発電に対する電力会社の「同意書」を批判する**

経済産業大臣・平沼赳夫様 及び 東京電力株式会社社長・勝俣恒久様など電力10社社長

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク (GEN)

現在、各電力会社から、太陽光発電設備の所有者に対して「同意書」が配られている。内容は、この4月からの「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法)の施行にあたって、

- (1) 新エネルギー設備認定を代行すること、および
 - (2) 新エネルギー利用相当分が電力会社の附属になること、
- の二点について同意を求めるものである。

この文書は、4月から施行される「電気事業者等による新エネルギー利用特措法」(新エネ利用特措法)によって新エネルギーの供給義務が課せられる電力会社の都合を、個人で太陽光設備を導入している一般需要家に対して、一方的に求めるものである。さらに、同意に応じない場合には、余剰電力の買い取り契約を見直す可能性もあると記されている。しかし、住宅用太陽光発電と電力会社の系統を繋いで需要と供給のバランスを図るためには、電力会社に電力を買い取ってもらう以外の選択肢はなく、この「同意書」は、電力会社が独占的な立場を利用し、個々の需要家に契約の変更を迫る「脅し」に近いものであるといえる。

これはあまりに一方的な通告であり、重大な問題を孕んでいる。わたしたちは、自然エネルギーの促進を目指すものとして、電力会社に対し、このような一方的かつ独善的な措置の改善を強く求めるとともに、政府には太陽光発電に関する普及措置を抜本的に改めることを強く要求する。

そもそも、太陽光発電は、電力会社の余剰電力買い取りだけで成立しているものではない。一般市民である太陽光発電の設置者が、多大の初期投資を負担し、設置場所を提供することで成立している。しかも太陽光発電設置者は、けっして経済的恩恵を得ているわけではなく、むしろ太陽光発電の普及という社会公益のために、経済的な負担をしているのである。太陽光発電の普及は、こうした設置者の「痛み」と電力会社の買い取り・政府の補助との協力の上に成立しているものであり、決してその環境保全価値が電力会社に自動的に移転するものではない。

また、住宅用太陽光発電の導入が、すでに全国で約10万件以上に拡大していると言われる現状を考えると、電力会社の自主的な制度とはいえ、もはや余剰電力購入メニューも一種の公共ルールとなっており、それを突然かつ一方的に変更することは、社会的に容認できるものではない。

以上の認識に基づき、わたしたちは以下のような改善措置を強く求めるものである；

- (1) 太陽光発電の既設置者の地位保全 (対電力会社および政府)

電力会社は、少なくとも太陽光発電の既設置者に対しては、「同意」の有無にかかわらず、

現在の価格水準での余剰電力購入を、太陽光発電設備の償却期間を越える期間にわたって保証すること

(2) 環境保全価値が設置者に帰属することの担保（対電力会社および政府）

太陽光発電の設置者が「同意」した場合でも、その「同意」によって太陽光発電の設置者から電力会社に移転するのは、新エネ利用特措法への適合に利用できる新エネルギー利用相当分のみであり、二酸化炭素の削減効果など太陽光発電によって得られるその他の環境保全価値は、太陽光発電の設置者に帰属することを担保すること

(3) 設置者および市民の立場に立った「同意」条件（対電力会社）

以上の(1)と(2)に加えて、「同意」そのものが任意であり、「同意」しなくてもこれまでの地位が保全されること、また、「同意」は随時とし、期限を設けることなく、必要に応じて戸別訪問・電話サービスを行うなど、設置者および市民の立場に立った「同意」条件に見直すこと

(4) 十分な説明責任（対政府）

政府は、今回の新エネ利用特措法の施行にあたって、法の説明やその背景・運用などの説明責任を全く果たしていない。電力会社の上記措置への対応を含め、説明窓口・苦情受付窓口を設けるなど、政府が本来行うべき十分な説明責任を果たすこと

(5) 太陽光発電買取りのルール化(対政府)

今回の問題は、太陽光発電普及にとって決定的に重要となる電力会社による余剰電力購入メニューの扱いが、新エネ利用特措法の政省令の中で、十分な検討もなされず、明確なルール化も行われぬまま、「民間のやりとりに任せる」とされたことに起因する。わたしたちはかねてより、電力会社の自主性に依存するのではなく、政府が法定する固定価格買取制度の導入を提案しており、この際、少なくとも太陽光発電の余剰電力購入メニューに対して、適切なルール化の検討を行うことを政府に要求する

以上